

高松市・塩江町合併協議会会議録
第 9 回 会 議

平成 1 6 年 4 月 2 1 日 (水)

高松市・塩江町合併協議会

高松市・塩江町合併協議会会議録

第9回会議

1 日時

平成16年4月21日(水) 午前10時開会・午前11時31分閉会

2 場所

高松市役所13階大会議室

3 出席委員 24人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	中井弘	委員	野口勉
委員	井竿辰夫	委員	藤澤久文
委員	廣瀬年久	委員	佐藤好邦
委員	川田史郎	委員	尾形洋一
委員	山田徹郎	委員	河田澄
委員	黒川恵	委員	中村靖
委員	菰渕将鷹	委員	野田法子
委員	中條勲	委員	川田秀夫
委員	梶村傳	委員	蓮井正明
委員	大浦澄子	委員	植田満江
委員	三笠輝彦	委員	大林正孝

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 8人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	川田史郎(委員兼務)	幹事	黒川裕文
幹事	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	尾形進
幹事	熊野實	幹事	出原忠憲

6 幹事会部会委員 24人

総務部会委員			健康福祉部会委員	鈴野博
市民部会委員	尾形進	(幹事兼務)	健康福祉部会委員	稲田一夫
土木部会委員			土木部会長	久米憲司
総務部会委員	小山正伸		土木部会委員	鎌田茂史
市民部会長	氏部隆		土木部会委員	土居讓治
市民部会委員	出原忠憲	(幹事兼務)	土木部会委員	熊野善博
健康福祉部会委員			水道部会委員	松尾尚市
市民部会委員	間島康博		水道部会長	小川雅史
市民部会委員	小泉康裕		水道部会委員	藤川肇
健康福祉部会長	岡内須美子		教育部会長	塩津政春
健康福祉部会委員	藤田孝		教育部会委員	片山雅文
健康福祉部会委員	香西信行		文化部会委員	土釜一
健康福祉部会委員	豊嶋政俊			
健康福祉部会委員	池内保			
健康福祉部会委員	藤田正勝			

7 事務局

事務局長	林昇		調整班 兼計画班	林田競一
事務局次長	加藤昭彦		調整班 兼計画班	平尾和律
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井隆		調整班 兼計画班	片山智規
総務班長 兼調整班	森田大介		調整班 兼計画班	佐藤扶司子
総務班 兼調整班	安西正門		調整班 兼計画班	若菜浩臣
調整班長	清谷文孝		調整班 兼計画班	諏訪真史
調整班 兼計画班	松本修治		計画班	山上龍二

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

報告第 1 1 号 高松市・塩江町合併協議会幹事会部会規程の一部改正について

(2) 協議事項

協議第 1 6 号 人権啓発事業（協定項目第 2 4 - 4 号）について
（第 8 回会議提案：継続協議）

協議第 1 7 号 生活保護事業（協定項目第 2 4 - 8 号）について
（第 8 回会議提案：継続協議）

協議第 1 8 号 上水道事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について
（第 8 回会議提案：継続協議）

協議第 1 9 号 下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）について
（第 8 回会議提案：継続協議）

協議第 2 0 号 財産の取扱い（協定項目第 5 号）について

協議第 2 1 号 条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）について

協議第 2 2 号 児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について

協議第 2 3 号 病院事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）について

協議第 2 4 号 その他の事業（美術館事業）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について

4 その他

(1) 「新しいまちづくりを考える住民懇談会」について

(2) 市町村合併関係 3 法案の概要について

(3) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午前 10 時 00 分 開会

会議次第 1 開会

議長（増田会長） おはようございます。お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・塩江町合併協議会第9回会議を開会させていただきます。

皆様方には、御多用のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第 2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2 会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、中村 靖委員さんと大林正孝委員さんのお二人にお願いいたしますので、よろしくをお願いします。

会議次第 3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3 議事に入ります。

会議次第 3 （1）報告事項

議長（増田会長） まず、（1）の報告事項、報告第11号高松市・塩江町合併協議会幹事会部会規程の一部改正について説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、報告第11号高松市・塩江町合併協議会幹事会部会規程の一部改正について御説明いたします。

会議資料の1ページをお開き願います。

幹事会部会規程につきましては、昨年6月に開催いたしました第1回会議において、議案として提案し、御承認をいただいたところでございますが、本年4月1日付けで高松市の組織機構の見直し等が行われたことに伴い、幹事会部会の委員構成を改める必要が生じましたことから、同日付けで幹事会部会規程の一部改正を行いましたので、御報告するものでございます。

この一部改正の内容でございますが、部会の組織等について定めております幹事会部会規程第1条及び第3条関係の別表の全部を改めるというものでございまして、次の資料の2ページから4ページに改正後の別表を記載いたしております。2ページから4ページが、改正後の別表でございます。

また、5ページから7ページにかけましては、参考ということで、新旧対照表を添付い

たしております。

記載のとおり、5ページですと、企画財政部会でございますが、変更委員のところの下線、アンダーラインを引いております。アンダーラインを引いております部会委員に異動があったものでございます。

5ページは企画財政部会でございます。次の6ページは、市民部会と環境部会でございます。7ページは、都市開発部会と文化部会でございます。

以上、五つの部会で、下線を引いております部会委員に異動があったものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第11号についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第11号につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

会議次第3 （2）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の3（2）の協議事項に移ります。

初めに、協議第16号人権啓発事業（協定項目第24-4号）についてを議題といたします。

なお、協議第16号から協議第19号までの4件については、前回の第8回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっております。

それでは、協議第16号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第16号人権啓発事業（協定項目第24-4号）について提案内容を改めて御説明いたします。

資料8ページをお開き願います。

協議第16号につきましては、前回の第8回会議に提案し、会議規程の定めによりまして、継続協議となっているものでございます。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきます。

提案内容でございますが、「人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。」と

いうものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日は、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第16号につきまして、御質問、御意見等がございましたら発言を願ひます。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第16号についてお諮りをいたします。

協議第16号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、議案第16号につきましては、原案のとおり確認をいたしました。

次に、協議第17号生活保護事業（協定項目第24-8号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第17号生活保護事業（協定項目第24-8号）について提案内容を改めて御説明いたします。

資料9ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第17号につきましても、前回会議に提案いたしまして、会議規程の定めによりまして、継続協議となっているものでございます。

ページの中ほど、枠で囲った部分でございます。

提案内容でございますが、「生活保護事業については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、本日は、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（増田会長） 説明のありました協議第17号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願ひます。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第17号についてお諮りいたします。

協議第17号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がありませんので、議案第17号については、原案のとおり確認をいたします。

次に、協議第18号上水道事業（協定項目第24-18号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第18号上水道事業（協定項目第24-18号）について提案内容を改めて御説明いたします。

資料11ページをお開き願います。

この協議第18号につきましても、前回会議で提案し、継続協議となっているものでございます。

ページの中ほど、枠で囲った部分でございます。

提案内容でございますが、「塩江町の簡易水道事業は、高松市の簡易水道事業として引き継ぐものとする。水道料金、給水装置新設等負担金、手数料その他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日は、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第18号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第18号についてお諮りいたします。

協議第18号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、議案第18号につきましては、原案のとおりとすることを確認をいたします。

次に、協議第19号下水道事業（協定項目第24-19号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） 資料14ページをお開き願いたいと存じます。

協議第19号下水道事業（協定項目第24-19号）について提案内容を改めて御説明いたします。

この協議第19号につきましても、前回会議に提案し、継続協議となっているものでございます。

ページの中ほど、枠で囲った部分の提案内容でございますが、「塩江町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐものとする。下水道使用料、受益者負担金、合併処理浄化槽設置整備事業補助等については、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり継続するものとする。また、塩江町が実施している単独浄化槽撤去費助成制度については、平成18年度まで、現行のとおり継続するものとする。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日は、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第19号について、御質問、御意見等がございましたら発言を願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第19号についてお諮りします。

協議第19号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第19号につきましては、原案のとおりとすることを確認をいたします。

次に、協議第20号財産の取扱い（協定項目第5号）についてを議題といたします。

なお、協議第20号から協議第24号までの5件につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明を行い、次回第10回会議において、改めて質疑及び協議を行った上で、意思集約を図ることといたします。

それでは、協議第20号について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第20号財産の取扱いについて御説明いたします。

会議資料の17ページをごらんいただきたいと思います。

協議第20号財産の取扱い（協定項目第5号）についてでございますが、財産の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

それでは、まず、提案内容について申し上げます。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと思います。

提案内容でございますが、「塩江町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。塩江地区財産区及び上西地区財産区の財産については、それぞれの財産区の財産として高松市に引き継ぐものとする。」。

以上が提案内容でございます。

その調整内容でございますが、別としております附属資料で御説明させていただきたいと存じます。

附属資料の29ページをお開き願います。

なお、これからの説明は、会議資料と附属資料を並行して説明させていただきますので、できましたら、二つの資料を並べてごらんいただければと存じます。

附属資料の29ページでございます。

「財産の取扱いについて」に関する資料でございます。

まず初めに、30ページの公有財産について御説明をいたします。

まず、平成14年度末現在の両市町の現況でございますが、1の土地及び建物につきましては、32ページに参考資料ということで、一覧表をつけておりますので、そちらで説明させていただきたいと存じます。

その後の32ページをお開きください。

32ページの上側の表に記載しておりますとおり、高松市は、行政財産、普通財産を合

わせ773万576.89平方メートルの土地と、111万3,657.58平方メートルの建物がございす。

一方、塩江町は、209万6,554.09平方メートルの土地と、3万1,664.68平方メートルの建物がございす。

恐れ入りますが、30ページにお戻り願いたいと存じます。

30ページの2の有価証券でございすが、高松市では、7億3,833万3,000円、また、塩江町は、296万6,000円を、株券で保有いたしておりす。

次に、3の出資による権利でございすが、出資金、出捐金などを合わせ、高松市は50億3,425万2,000円、塩江町は1,751万3,000円でございす。

次に、4の債権につきましては、高松市は46億9,124万2,000円、塩江町は8,000万円でございます。

次に、5の基金の状況でございすが、再度、32ページをごらんいただきたいと存じます。32ページでございす。

32ページの下側の表に、両市町の平成14年度末現在における基金の状況を、一覧表で整理いたしておりす。ここに記載しておりすとおり、高松市は平成14年度末現在では、積立基金、定額基金を合わせ、10の基金がございまして、合計で193億9,456万4,326円となっております。

一方、塩江町につきましては、一般財政調整基金を初め、18の基金がございまして、合計で12億1,056万617円となっております。

恐れ入りますが、30ページにお戻り願いたいと存じます。

30ページの6の起債残高でございすが、一般会計、特別会計、企業会計を合わせ、高松市は2,344億8,708万2,000円、塩江町は51億6,738万4,000円となっております。

以上、両市町の公有財産の現況について申し上げましたが、調整案といたしましては、30ページの右下の枠の中に記載しておりすとおり、「塩江町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございす。

続きまして、31ページをお開き願います。

財産区について御説明いたします。

財産区とは、市町村の一部で、財産または公の施設の管理及び処分を行うことを認められた特別地方公共団体でございまして、地方自治法に定められた所要の経路を経て、議決

機関としての財産区議会または総会、あるいは、より簡素な審議機関として、委員7人以上をもって設置される財産区管理会を置くことができるとされております。

両市町の現況でございますが、そこに記載のとおりでございます。高松市では、弦打財産区を初め五つの財産区が、また、塩江町では、塩江地区財産区及び上西地区財産区二つの財産区がございまして、それぞれ財産区議会または管理会が設置され、各財産区の管理、運営に当たっております。

なお、高松市では、五つの財産区のうち、鬼無財産区など三つの財産区で、財産区議会が設置されておりますが、塩江町では、いずれの財産区においても、財産区管理会によりまして財産区の管理等が行われております。

調整案といたしましては、31ページ右下の枠の中に記載しておりますとおり、「塩江地区財産区及び上西地区財産区の財産については、それぞれの財産区の財産として高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上で附属資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、もとの会議資料の方の18ページをお開き願いたいと存じます。会議資料の18ページでございます。

18ページでございますが、ここには財産の取扱いについての先進地域の事例ということで、平成11年度以降に編入合併をいたしました10市の状況を記載しております。いずれの市におきましても、合併協定項目として財産の取扱いが協議をされております。ここには、そのうちの7市の事例を記載しておりますが、すべての市において、編入される自治体の財産及び債務を、編入する市が引き継ぐことといたしております。

次に、19ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議が進められております中核市12市の事例を記載いたしております。12市のうち、既に合併協定項目として、財産の取扱いが確認されました市は9市でございます。ここには、秋田市など6市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましても、財産の取扱いにつきましても、編入される市町村の財産及び債務を編入する市に引き継ぐこととして確認されております。

以上で協議第20号財産の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第20号については、次回会議で改めて協議を行います。案件の趣旨や内容等について御質問がございましたら御発言を願

います。

はい、どうぞ。

佐藤委員 おはようございます。塩江の佐藤でございます。財産の取扱いにつきまして、高松市に引き継ぐというものは、全く異存がございませんが、ただ、基金におきまして、塩江町独自の目的を持った基金というものが設置されております。この基金の、今後、用途につきましては、合併後におきましても、やっぱり塩江町の意味を尊重していただきたいと。例えば、どんなものかと申しますと、新清掃工場周辺整備基金であるとか、小額ではございますけども、空港周辺整備基金、そのようなものにつきましては、やはり塩江町の意味を尊重していただきたいということで、それを強く要望したいと思います。

議長（増田会長） ただいまの件について、事務局からありますか。

事務局 要望、意見でございますが、事務局の方から、基金の取り扱いについて説明をさせていただきます。

ちょっと、少し専門的になるんですが、市町で設置している基金につきましては、その性質上、三つに分かれるのではないかなというふうに思います。一つ目は、法令の定めによりまして、年度間の財源の調整を行うために積み立てるもので、財政調整基金というようなものでございます。二つ目は、特定の目的に使用するために設置するもの。三つ目は、特定の目的のために一定額をもって運用するために設置するものということでございまして、ただいま御意見、御要望のありました基金については、このうち、塩江町の特性から独自の判断で、特定の目的に使用するため条例で設置されているものを念頭に置かれているものと存じます。これにつきましては、合併後においても、その目的なり、対象とする事業が存続される限り、他の目的にそのまま使用することはできない性格を有しているものと理解をいたしております。

これらの基金については、基本的には特定の施策、事業の実施のためのものでございまして、それら行政制度等の取り扱いを調整する際の項目として取り上げられるものでございまして、その事業の取り扱いを含め、当該基金についても取り扱いが協議されるものと存じます。例えば、本日、後ほど御協議をいただきますが、塩江美術館の取扱いにおいても美術品等取得基金については、美術館施設同様に、引き続き存続させることで提案をするということにいたしております。

したがって、先ほど説明しましたように、特定の目的のために設置される基金につ

いては、塩江町さんの意向なり、基金の目的を踏まえる中で、それぞれの行政制度等の調整の場において、取り扱いが協議されることとなりますので、御理解をいただきたいと存じます。

なお、お手元の資料に記載しております残高につきましては、平成14年度の決算時点でございます、合併時において、その実態というものが、また明らかになるということでございます、それに基づきまして対応するということになるかと思しますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第20号につきましては、改めて、次回第10回会議で質疑、協議を行い、意思集約をさせていただきたいと存じます。

次に、協議第21号条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第21号条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について御説明いたします。

会議資料の20ページをお開き願いたいと存じます。

協議第21号条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）についてでございますが、条例・規則等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

では、まず、提案内容について御説明申し上げます。

中ほどの枠で囲った部分でございますが、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」というものでございます。

その調整内容につきましては、別とじの附属資料の方で御説明させていただきたいと存じます。

附属資料の33ページでございます。33ページをごらんいただきたいと存じます。

「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料でございます。

条例・規則等の取扱いにつきましては、昨年7月に開催いたしました第2回会議において、合併の方式を編入合併ということで確認されておりますことから、そのことを念頭に、編入されます塩江町の条例等は原則として失効し、編入する高松市の条例等を適用することを基本といたしまして調整を行っております。

34ページをごらんいただきたいと存じます。

34ページには、両市町の条例・規則等の数を整理いたしておりますが、記載のとおり、本年4月1日現在で、高松市では、条例が233本、規則282本、規程等が165本でございます。

一方、塩江町では、条例が153本、規則が129本、規程等が59本でございます。

なお、この条例・規則等の数につきましては、両市町で、例えば要綱を例規集に登載するか否かなど、その取り扱いが若干異なっておりますことから、あくまで本年度当初において、例規集に登載されている本数により記載をさせていただいております。

次に、このような両市町の現況を踏まえた調整案でございますが、ページの右下の枠の中に記載しておりますとおり、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」としたところでございます。

以上で附属資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、もとの会議資料の方の21ページをごらんいただきたいと存じます。

21ページでございます。

21ページでございますが、ここには条例・規則等の取扱いについての事例といたしまして、編入合併した先進地域10市の状況を記載しております。10市のうち、合併協定項目として、条例・規則等の取扱いが協議されました市は7市でございますが、ここには、そのうちの4市の事例を記載しております。ごらんのとおり、すべての市において編入する自治体の条例・規則等を適用することを基本として確認がされております。

次、22ページをお開き願いたいと存じます。

22ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議を進めております中核市12市の事例を記載しております。12市のうちで、既に合併協定項目として、条例・規則等の取扱いが確認されました市は9市でございます。ここには、そのうちの6市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましては、合併の方式を新設合併ということで協議を進めております富山市以外の5市につきましては、基本的に編入する市の条例等

を適用することといたしております。

以上で協議第21号条例・規則等の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願
いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第21号につきましても、次回会議
で改めて協議いたしますが、案件の趣旨や内容等について御質問等がございましたら御発
言を願います。

はい、どうぞ。

佐藤委員 ちょっとまた、これも要望になりますけども、私、最初の協議会のときに申
し上げましたが、塩江町では、塩江町ならではの定住対策であるとか、また住民福祉のた
めに非常に必要な条例等が設置をされております。この条例につきましては、今後も、や
はり、塩江町建設のために大変必要、重要でないかと思いますので、十分これにつきまし
ては、事務レベルの調整におきまして、やはり、また新しく制定か、また存続か、そう
いうことは十分に、やっぱり慎重にやっていただきたいというふうに、強くこれも要望い
たしときます。

議長（増田会長） 十分に承っておきたいと思えます。

ほかに何かございませんでしょうか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第21号につきまし
ては、次回第10回会議で改めて質疑、協議を行い、意思集約をいたします。

次に、協議第22号児童福祉事業（協定項目第24-9号）についてを議題といたしま
す。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第22号児童福祉事業について説明をいたしま
す。

会議資料の23ページをお開き願います。

協議第22号児童福祉事業（協定項目第24-9号）についてでございますが、児童福
祉事業を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

まず、提案内容を説明いたします。

中ほどの枠で困った部分でございますが、「児童福祉事業については、高松市の制度に

統一する。ただし、塩江町の保育所の保育料については、合併年度の翌年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整するものとする。乳幼児医療費助成制度については、合併時において塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の塩江町の制度を適用するものとする。」。

以上が提案内容でございます。

その調整内容につきましては、附属資料により御説明させていただきます。

附属資料の35ページをお開き願いたいと存じます。

35ページ、「児童福祉事業について」に関する資料でございます。

次の36ページをお開き願いたいと存じます。

まず、保育所の現況について御説明いたします。

1の保育所数及び定員でございますが、現在、高松市では公立保育所が31カ所ございまして、定員が3,095人、また、私立保育所が25カ所ございまして、定員は3,005人となっております。

一方、塩江町につきましては、3カ所の公立保育所を統合いたしまして、本年4月に設置された定員120人の公立保育所が1カ所ございますが、現在のところ、私立保育所はございません。

次に、2の対象者（年齢）につきましては、両市町ともに、就学前児童を対象といたしております。

次に、3の年齢別児童数につきましては、平成16年4月1日現在の両市町の在所年齢別児童数を掲載しておりまして、記載のとおり、高松市は6,274人、塩江町は129人の児童が保育所を利用いたしております。

両市町の保育所の現況は以上のとおりでございますが、調整案といたしましては、右の下に記載いたしておりますように、「塩江町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐものとする。」といたしたところでございます。

次に、37ページをお開き願います。

保育料についてでございます。

保育料等につきましては、高松市及び塩江町において、階層、年齢の区分及び保育料の月額が異なっておりまして、詳細につきましては、資料の53ページにより御説明させていただきたいと存じます。恐れ入りますが、この後の53ページをお開き願いたいと思います。

53ページ、三つ折りにしてある部分でございます。

53ページには、高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表を掲載いたしております。

まず、階層、年齢の区分でございますが、左側の高松市では、児童の属する世帯の前年度分の税額等に基づき、A階層からD6階層までの10階層に区分しており、また、年齢区分につきましては、3歳未満児、3歳児、4歳以上児に区分いたしております。

一方、右側の塩江町でございますが、階層区分につきましてはA階層からD12階層までの17階層と、高松市に比べ、より細分化されておまして、年齢区分につきましても、3歳未満児、3～4歳児、5歳以上児の三つに区分されております。

また、保育料につきましても、各階層に差異があり、例えば塩江町におきましては、一番右側の欄の5歳以上児のD3の階層からD12の階層の基準額が1万5,000円を超える場合、この表では二重線で囲んでいる部分でございますが、この部分につきましては、1万5,000円とすることとなっております。

恐れ入りますが、再度37ページにお戻り願いたいと存じます。

ただいま申し上げましたように、両市町の保育料につきましては、階層区分、年齢区分、保育料月額にそれぞれ差異がございますことから、その対応策といたしましては、ページの右側の中ほどに記載しておりますとおり、高松市の制度に統一する。ただし、合併時における急激な負担増を緩和するため、塩江町の保育所に入所する児童の保育料については、合併年度の翌年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、調整するものとする、といたしております。

調整案といたしましても、「高松市の制度に統一する。ただし塩江町の保育所の保育料については、合併年度の翌年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、調整するものとする。」といたしたところでございます。

次に、38ページをごらんいただきたいと思います。

第3子以降保育料減免事業でございます。

まず、現況でございますが、高松市は生活保護法による被保護世帯を除く世帯で、3人以上の児童を養育し、かつ第3子以降の児童が保育所に入所している場合、その児童が3歳未満児、または3歳以上児であっても、所得税が6万4,000円未満であるときは、その児童に係る保育料は無料となります。また、所得税が6万4,000円以上の世帯についても、第3子以降の児童が3歳未満児の場合は無料、3歳以上児の場合は、通常の保育料の2分の1に減免した保育料を徴収いたしております。

一方、塩江町では、3歳未満児については無料となることを基本といたしておりますが、ただし、3歳未満児を含む2人以上の児童が保育所に入所している場合及び3歳以上児については、特段の減免措置を講じておりません。

このように、両市町では対象及び減免内容に差がございますが、対応策及び調整案といたしましては、右下の枠の中に記載しておりますとおり、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、39ページをお開き願います。

39ページから41ページにかけては、両市町の特別保育事業について整理をいたしております。

まず、39ページの1の障害児保育でございますが、高松市においては、公立保育所及び私立保育所でそれぞれ実施いたしておりますが、塩江町では実施しておりません。

次に、2の延長保育でございますが、高松市では公立保育所12カ所、私立保育所25カ所で、それぞれ実施しております。保育時間については、公立保育所で午後7時まで、私立保育所につきましては、おおむね7時まででございますが、園によって異なっております。また、保育料につきましては、公立保育所では1回当たり300円となっております。私立保育所におきましては、それぞれの保育所により異なっております。

一方、塩江町でございますが、公立保育所が1カ所ございます。保育時間につきましては午後7時まで、保育料につきましては1カ月2,000円となっております。

次に、3の一時保育でございますが、高松市では公立保育所3カ所、私立保育所19カ所で、それぞれ実施しており、保育時間につきましては、公立保育所で月曜から金曜日の午前9時から午後4時まで、私立保育所につきましては、それぞれの園によって異なっております。また、保育料につきましては、公立保育所では1日2,500円、半日1,500円となっており、私立保育所におきましては、それぞれの保育所によって異なっております。

一方、塩江町では、高松市の公立保育所と同じ取り扱いとなっております。

次に、続きまして、40ページをごらんいただきたいと存じます。

同じく特別保育事業のうち、4の乳児保育でございますが、高松市では公立保育所22カ所、私立保育所25カ所で、それぞれ実施いたしております。

なお、対象となる乳児の年齢につきましては、公立保育所では、一律に3カ月から1歳未満児を対象といたしておりますが、私立保育所では、2カ月から1歳未満児の保育を1

3カ所で、3カ月から1歳未満児の保育を11カ所で、4カ月から1歳未満児の保育を1カ所でそれぞれ実施いたしております。

一方、塩江町におきましては、6カ月から1歳未満児について乳児保育を実施いたしております。

次に、5の在宅障害児ふれあい事業でございますが、この事業は、在宅の障害児に対しまして保育所を開放し、育児相談などを行う事業でございます。高松市では、現在、公立保育所13カ所で実施いたしておりますが、塩江町では実施いたしておりません。

次に、6の保育体験事業でございますが、この事業は、中学生及び高校生を対象とし、保育所での保育体験を通じて、子育ての喜びを体験できる機会を提供するための事業でございます。高松市では公立保育所14カ所で実施しており、また、塩江町においても実施しているところでございます。

次に、41ページをお開き願いたいと存じます。

7の地域子育て推進事業でございますが、高松市では、在宅児童に対しまして保育所を開放し、保育士が子育てについての相談等に応じたり、子育てに関する情報の提供や各種支援などを行う事業を公立保育所18カ所、私立保育所18カ所で実施しておりますが、塩江町では実施いたしておりません。

次に、8の世代間交流事業でございますが、地域の高齢者の方とふれあい、世代間での交流を図る事業につきましては、高松市では公立保育所2カ所、私立保育所17カ所で実施しておりまして、塩江町におきましても、同様の事業を実施しているところでございます。

次に、9の地域子育て支援センター事業、10の休日保育、11の学童保育につきましては、高松市では、それぞれ実施箇所は異なりますが、いずれも私立保育所で実施しております。塩江町では実施いたしておりません。

特別保育事業についての両市町の現況は以上でございます。

恐れ入りますが、39ページにお戻り願いたいと存じます。

39ページの右の上の枠の中には、このような現況を踏まえた問題点・課題といたしまして、三点を挙げてございます。

記載のとおり、塩江町は、公立保育所のみである。塩江町では、障害児保育など実施していない特別保育事業がございます。また、延長保育の保育料に差異がある。この3点でございます。対応策といたしましては、保育料については、高松市の保育料に統一する

こととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところがございます。

続きまして、42ページをお開き願います。

病後児保育事業についてでございますが、高松市では、保育所に通所中の児童等が、病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間につきまして、病院等に付設した専用スペースで一時的に預かる事業を、市内の医療機関3カ所で実施いたしております。

一方、塩江町では、現在のところ、同様の事業は実施しておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところがございます。

次に、43ページをお開き願います。

私立保育所支援事業でございます。

現在、高松市では、市内の私立保育所に対しまして、1の運営委託、2の特別保育事業委託、3の特別保育事業補助、4の職員研修費補助、次の44ページに移りまして、5の保育所入所等事務謝金、6の社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助金、さらには7の高松市保育研究会事業補助金などの支援を実施しているところがございますが、塩江町におきましては、私立保育所はございませんことから、調整案といたしましては、43ページの右下の枠にございますように、「高松市の制度を適用する。」としたところがございます。

続きまして、45ページをお開き願います。

認可外保育支援事業でございます。

高松市におきましては、市内の認可外保育施設に対しまして、一定の条件のもとに、保育用品、給食用品等に係る経費の補助を行うほか、施設に勤務する職員の健康診断の助成、また施設に入所している第3子等の児童につきまして、保育料の一部助成などを行っております。

一方、塩江町につきましては、認可外保育所はございませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたものでございます。

続きまして、46ページをごらんいただきたいと思います。

民間児童厚生施設運営補助事業でございます。

高松市では、民間の児童館を運営する社会福祉法人に対して、児童健全育成相談支援事業を初めとする各種事業を実施する際の運営費の一部を市単独で助成しておりますが、塩江町では、現在のところ、対象となる施設がないことから、調整案といたしましては「高

松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、47ページをお開き願います。

母子家庭等就業・自立支援センター事業でございます。

高松市におきましては、地域で生活し、継続的生活指導を必要とする母子家庭の母等の自立の促進を図るため、就業支援講習会事業を初め、各種の事業を、財団法人香川県母子福祉連合会に委託し実施いたしております。

一方、塩江町におきましては、同様の事業を香川県において実施いたしております、対応策といたしましては、高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、48ページをごらんいただきたいと存じます。

子育て短期支援事業でございます。

まず、1の短期入所生活援助でございますが、高松市におきましては、市内在住の1歳以上の児童で、保護者の養育が一時的に困難になった者や、緊急一時的に保護を必要とする母子について、原則1週間の期間内で、児童養護施設において養育・保護を行っております。

また、2の夜間養護でございますが、高松市では、市内在住で保護者の仕事等が恒常的に夜間となる家庭の小学生に対し、原則6カ月程度の期間内で、児童養護施設において午後6時から午後10時までの間、夜間の養護を行っております。

一方、塩江町につきましては、いずれの事業につきましても、現在のところ実施いたしておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

次に、49ページをお開き願います。

母子生活支援施設でございます。

高松市では、配偶者のいない女子や、その者の監護すべき児童の保護及び生活支援を目的として、母子生活支援施設、高松市屋島ファミリーホームを設置し、要保護児童の健全育成を図るとともに、母子家庭の自立に向けた指導を行っておりますが、塩江町におきましては、同様の施設がございませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

次に、50ページをごらんいただきたいと存じます。

母子寡婦福祉資金貸付等事業でございます。

これは、母子家庭の母、寡婦等に対し、生活の安定と児童の福祉の向上を図るため、各種の資金の貸し付けを行う制度でございます。高松市におきましては、高松市福祉事務所を窓口として市が実施いたしておりますが、塩江町におきましては、県が実施主体となっております。

また、6の利子補給につきましては、償還した利子相当額を市単独で補給するものでございまして、塩江町では実施されておられません。

問題点・課題でございますが、実施機関が異なっていること、利子補給については高松市の単独による助成であり、塩江町では実施されていないことから、その対応策といたしましては、高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行することとし、調整案といたしましても、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

なお、この母子寡婦福祉資金貸付金の種類と内容の詳細につきましては、この後の54ページから56ページに詳しい資料を掲載しております。また、後ほどごらんいただければと存じます。よろしくお願いたします。

続きまして、51ページをごらんいただきたいと存じます。

51ページでございますが、母子等医療費助成制度でございます。

1の助成対象者及び2の助成内容につきましては、高松市、塩江町とも同様でございますが、3の助成方法につきましては、高松市では現物給付、塩江町では償還給付と、それぞれ異なっておりますことから、問題点・課題といたしましては、助成の方法が異なっていることが挙げられております。その対応策といたしましては、立てかえ払いのない現物給付となる、高松市の制度に統一することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、52ページをごらんいただきたいと存じます。

乳幼児医療費助成制度でございます。

まず、1の助成対象者でございますが、高松市におきましては、市内に住所を有する6歳未満の乳幼児の保護者としておりますが、塩江町では、町内に住所を有する満12歳に達した日以降の最初の3月31日までの乳幼児の保護者が対象となっており、対象年齢に差がございます。

次に、2の助成内容につきましては、両市町とも同様でございますが、3の助成方法に

つきましては、高松市におきましては現物給付、一方、塩江町におきましては、6歳未満の対象者につきましては現物給付、償還給付のどちらでも可能であり、6歳から12歳の対象者につきましては償還給付と、助成方法に差がございます。

問題点・課題といたしましては、ページの右上の枠の中に記載しておりますとおり、助成対象者及び助成方法に差異があることが挙げられておりまして、この問題点・課題に対する対応策といたしましては、高松市の制度に統一する。ただし、合併時において塩江町に住所を有し、引き続き塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の塩江町の制度を適用するものとする、としたところでございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時において塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の塩江町の制度を適用するものとする。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、会議資料の方の24ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料の24ページでございます。

会議資料の24ページには、平成11年度以降に編入合併をいたしました10市の状況を記載しております。この10市のうちで、合併協定項目として、児童福祉事業が協議された市は8市でございます。ここには、そのうちの大船渡市、つくば市、新居浜市、新発田市の4市の事例を記載いたしております。

次に、25ページをごらんいただきたいと存じます。

25ページに、同じく先進事例といたしまして、中核市12市の事例を記載いたしております。12市のうち、既に、合併協定項目として、児童福祉事業の取扱いについて確認をした市は6市でございます。ここには、鹿児島市と高知市、2市の事例を記載しております。

なお、本日は時間の関係もあり、個々の事例の説明は割愛させていただきますが、特に保育料につきましては、合併に伴う激変緩和を図るため、期間の長短はございますものの、複数の自治体で何らかの経過措置を設けております。

また、乳幼児医療費助成制度につきましても、高知市では、土佐山村の助成対象者に対して経過措置を設けることとし、既に確認をされております。

以上で協議第22号児童福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第22号についても、次回会議で改めて協議いたしますが、案件の趣旨や内容等について御質問等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

佐藤委員 塩江、佐藤でございます。今、御説明いただいたとおり、保育料につきましては、相当、高松市さんとの差異がございます。これにつきましては、この調整案に掲げておりますが、「合併年度の翌年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整するもの」というふうに掲げられておりますが、これ計算してみますと、4年間の調整というような内容じゃないかと思いますが、相当差異があるということから、できましたら「翌年度から5年間に於いて」という、5年間の調整というものをお願いいたしたいわけでございます。ぜひともお願いいたします。

議長（増田会長） それでは、事務局からお答えいたします。

事務局長 それでは、ただいま御要望の件でございますが、その取り扱いについては、協議会の協議でお願いしたいと思いますが、この項目についての協議、調整を行いました健康福祉部会の方から、調整の考え方について説明をしていただきますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

それでは、部会の方、よろしく申し上げます。

岡内健康福祉部会長 健康福祉部会の岡内でございます。保育料の調整につきましては、先ほどの説明にもありましたように、合併と同時に高松市の保育料を適用することは急激な負担増となりますので、合併時における急激な負担増を緩和するため、経過期間を設けて高松市の保育料に一致させることが必要であるとの認識に立ち、塩江町と高松市でその方法等を協議した結果、両市町の保育料の差額部分を4年度間をかけて段階的に引き上げる手法で、5年度目において、高松市の保育料と同額とすることで調整したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（増田会長） それも、経過としてわかるんだけど、今後どうするかということやろうね。4年間になったというのは、特に何か理由があるの。3年でなくて4年、5年でなくて4年というのは……。

岡内健康福祉部会長 当初、高松市の方からは3年の調整案を提案されたんですけども、塩江町で厳しいということで……。

議長（増田会長） 3年と5年の中間をとったような感じですか。ああそうですか。はい、わかりました。

経過としてはそういうことだそうですが、なお、きょう、そういう御意見ございましたので、その後どうするか。

事務局長 ただいま、会長さんの方から、御意見に対する対応ということで、事務局の考えでございますが、先ほども申し上げましたように、どのように対応するかということについても協議会の議論ということになります。ただ、そういうことでございますので、今後、部会において、ただいまの御意見を踏まえての協議、調整ということも必要かなというふうに思っておりますので、幹事会、幹事会部会を通じて検討するということにさせていただきます。いただいたらいいかなと思います。

議長（増田会長） 引き続き協議して、次回会議までにいろいろ協議を行っていただきたいと思えます。

ほかに何かございませんでしょうか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第22号につきましては、次回第10回会議で改めて質疑及び協議を行いまして、意思集約を行わせていただきます。

次に、協議第23号病院事業（協定項目第24-12号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第23号病院事業について御説明いたします。

会議資料の26ページをお開き願いたいと存じます。

協議第23号病院事業（協定項目第24-12号）でございますが、病院事業を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

それでは、まず、提案内容について申し上げます。

中ほどの枠で囲った部分でございますが、「塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。」といたしております。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明させていただきます。

附属資料の57ページをごらんいただきたいと存じます。57ページでございます。

「病院事業について」に関する資料でございます。

次の58ページをごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、管理運営等の概要について御説明いたします。

両市町の現況でございますが、1の管理運営に記載しておりますとおり、高松市民病院は、地方自治法による自治体病院として、地方公営企業法の適用により運営しております。

一方、塩江病院につきましては、国民健康保険診療施設として、同じく地方公営企業法の適用により運営をいたしております。

なお、所在地、敷地面積等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、問題点・課題でございますが、58ページの右側の一番上の枠の中に記載しておりますように、両病院の設置根拠（自治体病院、国民健康保険診療施設）が異なることが挙げられております。

これらの問題点・課題に対する対応策でございますが、施設管理、診療報酬請求などは、医療法等により病院ごとに対応することになっておりますことから、ページの右側の中ほどに記載のとおり、高松市民病院と塩江病院については、地方公営企業法の適用病院として、それぞれ独立して運営する。市立病院が2カ所となることから、これを統括する部署の設置により運営するものとし、管理運営体制等については、合併時まで調整するものとする、といたしております。

そして、以上の問題点・課題及び対応策を踏まえた調整案といたしましては、右下の枠の中に書いておりますように、「塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

次に、59ページをお開き願います。

診療内容等について御説明いたします。

まず、現況でございますが、高松市民病院と塩江病院は、ごらんのとおり、病床数、診療科目、外来患者数、入院患者数、いずれにおいても差異がございます。

次に、問題点・課題でございますが、ページの右側の一番上の枠の中に記載しておりますように、高松市民病院は、平均在院日数21日以内の急性期病院としての医療を行っております。塩江病院は、実績の平均在院日数は約12.5日でございますが、慢性疾患の患者を対象とした療養型病院の医療を実施していることから、機能及び規模等に差異があることが挙げられております。

これらの問題点・課題に対する対応策でございますが、ページの右側の中ほどに記載しておりますように、両病院の特性を生かした医療を実施するものとする、としたところでございます。調整案につきましては、その下に記載しておりますように、「両病院の現状のとおりとする。」としたところでございます。

次に、60ページをごらんいただきたいと存じます。

予算・決算について御説明いたします。

現況でございますが、高松市民病院と塩江病院は、両病院の規模、特性により、決算・予算及び運営形態に差異がございます。しかしながら、両病院とも会計方式は企業会計方式を採用いたしております。

次に、問題点・課題でございますが、右上の枠の中に記載しておりますように、2点ございまして、両病院は地方公営企業法の適用病院であるが、塩江病院については、国民健康保険法による診療施設であるため、両病院の運営形態に差異があること、また、地方公営企業法では、病院事業は一地方自治体につき一つであり、会計も一つとすることが挙げられております。

これらの問題点・課題に対する対応策でございますが、運営形態については、両病院の現状のとおりとし病院事業として会計を一つとする。予算・決算については、病院ごとに作成し一つの病院事業会計とする、としておりまして、調整案については、「予算・決算については病院ごとに作成し、一つの病院事業会計とする。」としたところでございます。

次に、61ページをお開き願います。

指定等について御説明いたします。

まず、現況でございますが、先ほど申し上げましたように、高松市民病院は急性期医療、塩江病院は療養型病院を目指しておりまして、それに伴う指定及び施設基準となっております。

問題点・課題につきましては、右上の枠に記載しておりますように、指定等に差異があることが挙げられます。

対応策といたしましては、指定等は病院ごとに届け出ることとなっており、両病院の規模及び特性を考慮し、現状のとおりとする、としたところございまして、調整案につきましては、「両病院の指定等については、現状のとおりとする。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、会議資料の方の27ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料27ページでございます。

27ページでございますが、ここには、病院事業についての先進地域の事例といたしまして、編入合併した先進地域10市の状況を記載しております。10市のうちで、合併協定項目として、病院事業が協議された市は3市でございます。ごらんとおり、大船渡市、呉市については編入される自治体の病院事業を引き継ぐことといたしております。

次に、28ページをお開き願います。

28ページは、現在、合併協議を行っております中核市12市の事例でございますが、12市のうちで、既に合併協定項目として、病院事業が確認をされました市は、高知市と長崎市の2市でございます。こちらにつきましても、基本的に編入される自治体の病院事業を引き継ぐことを確認いたしております。

以上で協議第23号病院事業についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第23号につきましても、次回会議で改めて協議いたしますが、案件の趣旨や内容等について御質問等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第23号につきましても、会議規程の定めにより、次回第10回会議で改めて質疑、協議を行い、意思集約を行うことといたします。

次に、協議第24号その他の事業（美術館事業）（協定項目第24-24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第24号その他の事業（美術館事業）について御説明いたします。

会議資料の29ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第24号その他の事業（美術館事業）（協定項目第24-24号）についてでございますが、美術館事業を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするもので

ございます。

まず、提案内容について申し上げます。

中ほどの枠で囲った部分でございますが、「塩江町立美術館については、高松市の美術館として、高松市に引き継ぐものとする。塩江町立美術館の運営については、現行のとおりにする。ただし、減免対象者、ホール使用料の割増等の規定並びに美術館協議会委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明させていただきたいと存じます。

附属資料の62ページをお開き願いたいと存じます。62ページでございます。

「その他の事業（美術館事業）について」に関する資料でございますが、次の63ページをお開き願いたいと存じます。

初めに、美術館運営事業について御説明を申し上げます。

まず、両美術館の開館の経緯でございますが、2にございますように、高松市美術館は昭和24年に栗林公園内に開館いたしました旧美術館の老朽化等に伴い、昭和63年に市街地中心部に位置する都市型美術館として開館いたしております。

一方、塩江町立美術館は、塩江町出身の熊野俊一画伯から作品の寄贈を受け、同画伯の作品を保存、展示するため、ホテルと文化の里公園の中核施設として開館をいたしたものでございます。

次に、3の開館日・開館時間等でございますが、ごらんのとおり、(2)の休館日は同一でございますが、(1)の開館時間に差がございます。

次に、64ページをごらんいただきたいと思います。

4の観覧料でございますが、ごらんのとおり、まず(1)の常設展示の観覧料に差がございます。塩江町の常設展の観覧料につきましては、企画展を含めた観覧料となっております。

また、(3)の観覧料減免対象者につきましても、高松市は、住所が市内・市外にかかわらず、高齢者、障害者、小・中学生等に対して観覧料を減免しておりますが、塩江町では、町内在住の者に限り減免対象といたしております。

次に、5の常設展示につきましては、両美術館とも、先ほど申し上げました開館の経緯等を踏まえ、それぞれの美術館の特色を生かした運営が行われておりまして、結果、展示方針、展示内容、いずれについても差異がございます。

このような現況の問題点・課題でございますが、63ページの右上の枠の中に記載のと

おり、開館時間が異なっている、塩江美術館の常設展観覧料は、企画展を含めた観覧料となっている、減免対象者が異なっている、開館の経緯及び展示方針内容が異なっている、の4点が挙げられております。

これらの問題点・課題に対する対応策でございますが、開館時間は現行どおりとして、減免対象者は高松市の制度に統一する。また、各美術館における開館の経緯及び展示方針を踏まえ、それぞれの特色を生かし、現行どおりの運営とする、といたしております。

以上の問題点・課題及び対応策を踏まえた調整案といたしましては、「塩江町立美術館については、高松市の美術館として、高松市に引き継ぐものとする。運営については、塩江町立美術館の現行のとおりとするが、減免対象者については、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、65ページをお開き願います。

美術館施設使用料等でございますが、ごらんとおり、1の展示室、2の講堂・ホール等、3の美術品等撮影許可手数料のいずれも使用料等の額が異なっております。また、2の講堂・ホール等の(3)にございますように、高松市では施設の使用目的等に応じ、条例に基づき、割増使用料を徴収いたしておりますが、塩江町では、現在のところ、割増使用料についての徴収規定を設けておりませんことから、その使用に際し、割増使用料を徴収していないという点についても、両市町で取り扱いが異なっております。

このような現況、さらには問題点・課題を踏まえた対応策でございますが、ページ右側の中ほどに記載しておりますとおり、展示室等施設使用料については、施設の規模等から現行どおりとする。割増使用料については、高松市の制度に統一する、といたしております。調整案といたしましては、「施設使用料については、両美術館の現行のとおりとする。ただし、ホール使用料の割増等の規定については、高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

次に、66ページをごらんいただきたいと存じます。

美術館協議会等について御説明いたします。

まず、1の美術館協議会でございますが、この美術館協議会とは、博物館法第20条の規定に基づき、館の運営に関し、館長の諮問に応じ、意見を述べる機関として設置されているものでございまして、両市町では委員数、選任方法、報酬が異なっておりますほか、委員の任期につきましても、2年間という期間は同じでございますが、任期の始期と終期が異なっております。

また、2の美術品等の取得につきましても、(2)、(3)に記載のとおり、美術品等取得基金や美術品等取得調査委員会の有無について、両市町で差がございます。

このような現状の問題点・課題でございますが、ページの右上の枠の中に記載しておりますとおり、美術館協議会委員の委員数、報酬及び選任方法等が異なっている、美術品等の取得手続が異なっている、高松市には、美術品等取得基金がない、以上の3点が挙げられております。

これらの問題点・課題に対する対応策でございますが、美術館協議会については、現行どおりとし、委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。塩江町美術品等取得基金については、引き続き高松市において設置し、適切な運用に努める、といたしたところでございます。

以上の問題点・課題及び対応策を踏まえた調整案でございますが、「両美術館協議会については、現行どおりとする。ただし、美術館協議会委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、67ページをお開き願います。

最後でございますが、しおのえ国際青年芸術祭補助事業について御説明いたします。

この事業は、塩江町独自の事業で、隔年実施しているものでございまして、事業内容につきましては、現況欄に記載しておりますとおり、国内外の若手芸術家が塩江町内にホームステイし、写真作品などを制作・展示しているものでございます。

調整案といたしましては、右下の枠の中に記載しておりますように、「事業内容、運営母体等について、類似事業との整合性を図る中で、高松市が引き継いで実施するものとする。」としたところでございます。

以上で協議第24号その他の事業(美術館事業)についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第24号につきましても、次回会議で改めて協議いたしますが、案件の趣旨や内容等について御質問等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでございますので、協議第24号につきましても、次回第10回会議で改めて質疑、協議を行い、意思集約を行うことといたします。

会議次第 4 その他(1)「新しいまちづくりを考える住民懇談会」について

議長(増田会長) 次に、会議次第4のその他でございますが、まず(1)の新しいまちづくりを考える住民懇談会について、事務局から説明をいたします。

事務局次長(福井) それでは、新しいまちづくりを考える住民懇談会について御説明いたします。

資料の31ページをお開きください。

新しいまちづくりを考える住民懇談会につきましては、前回の第8回会議において、その実施内容等について御説明させていただいたところではございますが、本日は、その開催の結果の概要について御報告するものでございます。

まず、1の目的をごらんください。

この住民懇談会は、今後の合併協議や塩江町地域の将来ビジョンを示すマスタープランとなる建設計画に反映させるため、住民相互で意見交換する中で、現在の塩江町地域の課題や問題点を明らかにするとともに、合併により、どのような町になればよいかなどをハード・ソフト両面から議論し、塩江町地域の将来像を描いていくために開催したものでございます。

次に、2の開催日時等をごらんください。

ここに記載のとおり、住民懇談会は2月28日(土曜日)、2月29日(日曜日)の2日間にわたり、塩江町役場など3会場で、計3回開催しておりまして、計29人の住民の皆様にご出席をいただき、御意見、御要望等をいただきました。

その内容につきましては、3の主な意見等を31ページから35ページにかけて、また35ページには、4協議会・市町への要望等、5懇談会の感想として、一覧表にして整理いたしております。

本日は、時間の関係もあり、個々の内容の説明は省略させていただきます。

なお、事務局では、現在、この住民懇談会で寄せられた御意見等も踏まえ、建設計画素案を作成しているところでございますので、まとめ次第、本協議会にお示ししたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、新しいまちづくりを考える住民懇談会についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました件につきまして、何か御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第 4 (2) 市町村合併関係 3 法案の概要について

議長（増田会長） ないようでございますので、それでは次に(2)の市町村合併関係 3 法案の概要について、事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、市町村合併関係 3 法案の概要について御説明いたします。

会議資料の 36 ページをお開きください。

国は、現行の合併特例法が平成 17 年 3 月末に失効した後のさらなる合併促進策を定めた、市町村合併関係 3 法案を 3 月 9 日に閣議決定し、国会に提出しました。この市町村合併関係 3 法案は、市町村の合併の特例等に関する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案、地方自治法の一部を改正する法律案から成ります。

まず、36 ページの市町村の合併の特例等に関する法律案、いわゆる新合併特例法案の概要について御説明いたします。この新合併特例法案は、地域住民の意向が行政に反映されるように、合併市町村内に法人格を持つ合併特例区を設置できることと、都道府県知事に合併推進のため一定の役割を担わせることが柱となっております。

まず、1 合併特例区をごらんください。

合併特例区は、合併に際して、合併関係市町村の協議により、合併後の 5 年以内限り、旧市町村の区域または複数の旧市町村を合わせた区域を単位として、特別地方公共団体としての合併特例区を設置できる制度でございます。この合併特例区で処理する事務でございますが、(2)の にございますように、合併関係市町村において処理されていた事務の一部について、ある程度、独自の判断で処理することができるとされております。

また、この合併特例区には、区長と合併特例区協議会が置かれます。

次に、37 ページをごらんください。

特例措置等でございます。

新合併特例法案では、 の合併特例債などの財政的優遇措置は廃止するとともに、 の普通交付税の算定における特例、いわゆる合併算定替についても、段階的に 5 年まで短縮することとしています。また、 の下の枠で困っております部分のアからコまで記載しております、合併に関する障害を取り除く特例措置、すなわち、議員の定数及び在任特例や地方税の不均一課税、地域審議会などは、現行どおり残すこととなっております。

次に、38ページをお開きください。

38ページ末尾、6施行期日でございますが、この法律は平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間の限時法となっております。

次に、39ページをごらんください。

ここには、市町村の合併の特例に関する法律、すなわち現行の合併特例法の一部を改正する法律案の概要を記載しておりますが、ページ中ほど3の「現行合併特例法の経過措置」をごらんください。

現行の合併特例法では、平成17年3月31日までに合併を行わなければ、合併特例法に基づく優遇措置を受けることができないとされておりますが、改正案では、ここに記載のとおり、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て、都道府県知事に合併の申請を行った場合で、平成18年3月31日までに合併したものに付きましても、現行の合併特例法の規定が適用されることとされております。つまり、16年度末までに市町村の議会で合併の議決を経て知事に申請すれば、合併の期日が1年間遅くなっても、現行の合併特例法の規定が適用されるということになります。

次に、40ページをお開きください。

最後に、地方自治法の一部を改正する法律案の概要でございます。この法律案では、特に、1に記載しておりますとおり、住民自治の強化等を推進する観点から、地域自治区を市町村の判断により設置できる旨の改正が盛り込まれております。この地域自治区は、先ほどの合併特例区とは異なり、合併とは関係なく設置できるものでございまして、の市町村の事務を分掌する区の事務所と、地域住民の意見を取りまとめ、行政に反映させる地域協議会とで構成されます。この一般的な自治体について設置できる地域自治区につきましては、合併に伴う特例がございまして、その内容は印で記載しておりますように、事務所の長にかえて、特別職である区長を置くことができることなどが挙げられます。

なお、この特例は、新合併特例法案及び合併特例法の一部改正案の両法案ともに規定されることとなっております。

以上が市町村合併関係3法案の概要でございます。

次に、42ページ、最後でございます。最後のページをお開きください。

この資料は、合併特例法の一部改正及び新合併特例法案により、現行の合併特例法の内容がどのように変更になるかを、参考として一覧表に整理したものです。

まず、左端の現行法と中央の一部改正案の相違点について御説明いたします。

上から2番目の対象市町村につきましては、一部改正案では平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行った市町村にも適用されることとなります。

また、上から3番目の地方交付税の算定の特例、4番目の合併特例債、一番下の地域審議会につきましては、改正後においてもこれまでと同様でございます。

次に、5番目の地域自治区と6番目の合併特例区につきましては、新法案と同様の改正がなされており、合併に際し、地域自治区、合併特例区を合併関係市町村の協議により設置することができるものでございます。

再度、要点のみ御説明いたしますと、地域自治区とは、地方自治法で規定され、合併に関係なく設置できるもので、地域協議会と区の事務所で構成され、法人格を有しません。ただし、合併市町村の場合は、設置の手续や特別職の区長を置くことができるなどの特例がございます。

次に、上から6番目の合併特例区につきましては、地域自治区と異なり、法人格を有する区でありまして、特別職である区長や合併特例区協議会を置くものでございます。また、合併特例区協議会には、予算の同意や重要事項を実施する場合の意見陳述など、地域自治区の地域協議会にはない権能がございます。

なお、この改正案は、平成17年3月末までに合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併した場合にのみ適用されるものでございます。

次に、中央の一部改正案と右の新合併特例法案の相違点について御説明いたします。

まず、対象市町村につきましては、新合併特例法案では平成17年4月1日から22年3月31日までに合併した市町村が対象となるものでございますが、大きな相違点は2点ございます。

まず、表の上から3番目の地方交付税の算定の特例でございますが、新合併特例法案では、地方交付税の算定の特例の期間を段階的に短縮するものとなっております。具体的には、一部改正案の適用を受けて、平成17年度に合併した場合、特例適用期間は10年度間となり、平成27年度まで合併算定替が適用されますが、新法案が適用される場合は、右端の欄にございますように、特例期間は平成26年度までの9年度間となり、1年間短くなります。以下、表にございますように、段階的にこの特例期間が短縮されることとなります。

相違点の2点目は、新法案では、合併特例債が廃止されます。このように、新合併特例

法では、合併特例債や普通交付税の合併算定替において支援措置が廃止または縮小されることとなります。

以上、簡単ではございますが、市町村合併関係 3 法案の概要についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件につきまして、御質問、御意見等がございましたらどうぞ御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第 4 （3）高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） ないようでございますので、それでは次に、（3）高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、合併協議会会議の開催予定について御説明をいたします。

会議資料の 30 ページをごらんいただきたいと存じます。30 ページでございます。

4 のその他の（3）高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定でございますが、次回第 10 回会議につきましては、5 月 31 日、月曜日の午後 1 時 30 分から、次回は塩江町役場になりますが、塩江町役場で開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載した上で、会議開催日のおおむね 1 週間前に送付いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。この際、何か皆様方で御発言等がございましたら、承りたいと存じますが。

はい、どうぞ。

森谷委員 高松の森谷でございます。お世話になっております。

先ほどの住民懇談会等の御報告も受けながら、ちょっと感じたんですけど、2 月だったですか、第 8 回会議でちょうど建設計画について、第 1 次素案が報告されたと思いますけれども、その後のいわゆる策定状況というものをひとつお聞きしたいことと、もう 1 点は、議会とか、ほかの協議会等でも声が出ておりますし、私もちょっと議会でも質問させてもらったんですけど、やっぱり今は塩江町さんとの策定、建設計画ですから、その区域が重点にはこうなっていくんですけど、やっぱり大きい、本当に将来的な新市のビジョ

ン、いわゆるグランドビジョンというか、グランドデザインというか、そういうものを考えるときに、せめてこの前段部分で、こういうあたりも触れておかれた方がいいんじゃないかというふうに思われますので、以上2点についてよろしくお願いいいたします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 ただいまの2点でございますが、建設計画については、ただいま御質問にもありましたように、2月の協議会において、委託業者からの提案という形で第1次素案が提示されたところでございます。その際に、各市町のざっくばらんな御意見をいただきたい旨、お願いをしたわけでございますし、また後日、合併協議会のホームページにも掲載をして、広く御意見を伺うということといたしておりましたが、現在のところ具体的な意見は出されておられません。

このようなことから、また、年度も変わる状況から、この第1次素案を材料にいたしまして、計画内容の整理を進めるとともに、前回の協議会には提案されなかった部分、各論ですね、具体的な施策、事業を記述する部分、つまり合併後の塩江町地域のまちづくりを中心に、どのような施策、事業を実施するかということ記述する項目でございますが、それについて塩江町から、計画に登載すべき主要な事業の提示を受けまして、現在、その位置づけをどのようにするか、あるいは記述をどのようにするかということについて検討を進めているところでございます。

今後、香川県の事業の位置づけも検討する中で、市町で協議、調整を行いまして、早ければということでございますが、早ければ6月下旬には原案というような形で、協議会に提案するよう準備を進めていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の合併後の高松市全体のグランドデザインといいますが、グランドビジョンといいますが、まちづくりの考え方を塩江町との建設計画の中の総論部分、そういう趣旨かと思いますが、総論部分において、記述をすべきではないかという御意見でございますが、前回の第1次素案の中においても、若干ですが、そのような方向性ということ記述されておったと思えますけれども、今後、建設計画の性格とか、御意見の趣旨も踏まえながら、合併後の高松市全体のグランドデザインというような視点に配慮する中で、各論においては、塩江町地域のまちづくりに重点を置いた建設計画というようなことになろうかと思えますが、そのようなことで、より適切な形での位置づけなり、表現について、今後検討を加えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

森谷委員 できるだけ、適切な内容が入りますように、要望しておきます。以上です。

議長（増田会長） ほかに何かございますでしょうか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは以上で本日の会議を閉じさせていただきますと存じます。

皆様方には、長時間にわたりまして御審議を賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・塩江町合併協議会第9回会議を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

午前11時31分 閉会

会議録署名委員

委員 大林 正孝

委員 中村 靖